

一般社団法人
神奈川県建築士会 代表者 殿

神奈川県県土整備局河川下水道部土砂対策担当課長
神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長
(公印省略)

盛土規制法に関する本県取組み状況等の周知の協力について（依頼）

本県の県土整備行政の推進につきましては日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年5月26日に宅地造成等規制法の改正法として、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行され、本県では、令和7年4月1日より盛土規制法の運用開始を行うこととしています。

この度、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」、「土採取規制条例の一部を改正する条例」及び「神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例」を令和6年10月22日付けで公布しました。（令和7年4月1日施行）

また、本日（令和6年11月6日）から12月5日まで、「神奈川県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」等についてのパブリック・コメントを開始し、併せて、本県の盛土規制法に関する取組み状況をいち早く情報提供できるように、県のホームページで、盛土規制法情報専用ページを開設していますので、貴会の会員の皆様に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【添付資料】

- 神奈川県公報（令和6年10月22日付け号外第59号）（抜粋）
- 県ホームページ 盛土規制法専用ページURL
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridounyou.html>
- 県ホームページ パブリック・コメントURL
 - ・ 神奈川県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の制定に関する意見の募集について
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/pub/c2684602.html>
 - ・ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の改正に関する意見の募集について
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/pub/c8607604.html>
 - ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準・行政指導指針に関する意見の募集について
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/pub/c9883150.html>

問合せ先

（盛土規制法・土砂条例に関すること）

砂防課審査グループ 大森、野上
砂防課土砂対策グループ 藤井、酒井
電話：045-210-6511

（開発許可によるみなし許可に関すること）

建築指導課開発指導グループ 山口、小川
電話：045-210-6248

査に係る変更許可申請手数料及び法第18条第1項又は第37条第1項の規定による検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅を建設する場合 前条の規定による額の5分の1の額

(2) 知事が、公益上必要と認める場合その他特別の理由があると認める場合 前条の規定による額の5分の1以上の額で知事が別に定める額

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止)

2 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第15号）は、廃止する。

(神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止に伴う経過措置)

3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

(検討)

4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第2条関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	
1 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		(1) 500平方メートル以内のもの	1万6,000円
		(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	2万8,000円
		(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	4万円
		(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	5万9,000円
		(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	6万8,000円
		(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	9万3,000円
		(7) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	14万9,000円
		(8) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	22万9,000円
		(9) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	36万円
		(10) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	50万9,000円
(11) 10万平方メートルを超えるもの	65万8,000円		
2 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		(1) 500平方メートル以内のもの	1万1,000円
		(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万4,000円
		(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万6,000円

		(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 2万円 (5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 2万9,000円 (6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 3万2,000円 (7) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 3万9,000円 (8) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 5万4,000円 (9) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 7万4,000円 (10) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 11万1,000円 (11) 10万平方メートルを超えるもの 13万6,000円
3 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が65万8,000円を超えるときは、その手数料の額は65万8,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、変更前の盛土又は切土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあつては減少後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ、1の項の右欄に規定する額の10分の1の額 (2) 盛土又は切土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、増加した盛土又は切土をする土地の面積に応じ、1の項の右欄に規定する額
4 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が13万6,000円を超えるときは、その手数料の額は13万6,000円とする。 (1) 土石の堆積に関する工事の計画の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、変更前の土石の堆積をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の減少を伴う場合にあつては減少後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、2の項の右欄に規定する額の10分の1の額 (2) 土石の堆積をする土地の面積の増加を伴う土石の堆積に関する工事の計画の変更については、増加した土石の堆積をする土地の面積に応じ、2の項の右欄に規定する額
5 法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 3,000平方メートル以内のもの 3,100円 (2) 3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 6,200円 (3) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 1万2,400円 (4) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 2万4,800円 (5) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 4万3,400円 (6) 10万平方メートルを超えるもの 6万2,100円

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

ができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第10条から第13条まで、第16条、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第32条(第2項第1号を除く。)、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条、第43条及び第44条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

土採取規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第78号

土採取規制条例の一部を改正する条例

土採取規制条例(昭和47年神奈川県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条第4号を次のように改める。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成等に関する工事及び同項の許可に係る宅地造成等に関する工事、同法第27条第1項の規定による届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事並びに同法第30条第1項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事及び同項の許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事として行う土の採取

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成に関する工事及びこの条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項の許可を受けている者が行う当該許可に係る宅地造成に関する工事として行う土の採取に対する土採取規制条例の適用については、改正後の第14条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第79号

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「、搬入、埋立て等」及び「とともに、県民の生活の安全を確保する」を削る。

「第2章 処理計画の作成等」を削る。

第4条第1項第2号中「。第9条第1項第4号において同じ」を削り、同条第2項第2号中「(以下「国等」という。)」を削る。

第3章及び第4章を削る。

「第5章 雑則」を削る。

第23条中「元請負人、」を「元請負人又は」に改め、「若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。次条において同じ。）又は土砂埋立区域の土地の所有者」を削り、同条を第8条とする。

第24条第1項中「若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者」を削り、同条第2項中「第20条第7項の規定は、」を削り、「について準用する」を「は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない」に改め、同条を第9条とする。

第25条から第26条の3までを削る。

第27条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第6条の勧告に従わなかった」に改め、「、違反の事実」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号又は第2号」を「前項」に改め、同条を第10条とする。

第27条の2を第11条とする。

第28条第2項中「当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する章」を「前条及びこの条の規定を除き、この条例」に改め、同条第3項中「及び指定」を削り、同条を第12条とする。

第29条を第13条とする。

「第6章 罰則」を削る。

第30条から第32条までを削る。

第33条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第2号を削り、同条第3号中「第17条又は第23条」を「第8条」に、「報告」を「報告若しくは資料の提出」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第24条第1項」を「第9条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第14条とする。

第34条を第15条とする。

第35条に見出しとして「(両罰規定)」を付し、同条中「前5条」を「前2条」に改め、同条を第16条とする。
附則第5項中「平成21年4月1日」を「令和7年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けて行われている土砂埋立行為及び当該土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）に係る旧条例第3章（旧条例第13条第3項及び第18条第2項を除く。）及び第5章の規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による命令（旧条例第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合に除く。）及び旧条例第26条の3第2項の規定による命令（旧条例第25条第1項の規定による命令に係るものに限る。）に係る旧条例第23条、第24条及び第26条の2から第27条までの規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした旧条例第13条第3項及び第18条第2項の規定による命令、旧条例第25条第1項の規定による命令（旧条例第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合に除く。）並びに旧条例第26条の3第2項の規定による命令（旧条例第13条第3項又は第18条第2項の規定による命令に係るものに限る。）に係る旧条例第23条、第24条及び第27条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の規定により指定されている土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）に係る同条から旧条例第24条までの規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 6 附則第2項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立行為等又は命令に係る土砂埋立区域又は土砂搬入禁止区域（以下「土砂埋立区域等」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該許可に係る土地の区域については、附則第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 7 附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立区域等の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで、法第23条第1項若しくは第2項、法第39条第2項から第4項まで若しくは法第42条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項から第5項までの規定は、適用しない。
- 8 施行日前にした行為及び附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。